

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【公開番号】特開2008-240164(P2008-240164A)

【公開日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【年通号数】公開・登録公報2008-040

【出願番号】特願2007-78043(P2007-78043)

【国際特許分類】

A 41 D 19/01 (2006.01)

A 41 D 19/015 (2006.01)

【F I】

A 41 D 19/01

A 41 D 13/10

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月26日(2008.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手の親指を収容する第1の指袋と、前記親指以外の4本指それぞれの付け根から少なくとも次の関節までを一括して収容する第2の指袋とを備え、前記第2の指袋は、先端に、前記4本指のうちの所定の指先が分割して収容される、個別動作が自在な指先袋を有することを特徴とするスポーツ用手袋。

【請求項2】

前記第2の指袋は、前記4本指それぞれの先端から少なくとも最初の関節までが収容される4つの指先袋を有することを特徴とする請求項1記載のスポーツ用手袋。

【請求項3】

前記第2の指袋は、人差指、中指、及び薬指それぞれの先端から少なくとも最初の関節までが収容される3つの指先袋を有することを特徴とする請求項1記載のスポーツ用手袋。

【請求項4】

手の親指を収容する第1の指袋と、手の人差指を収容する第2の指袋と、手の中指、薬指、及び小指それぞれの付け根から少なくとも次の関節までを一括して収容する第3の指袋とを備え、前記第3の指袋は、前記中指、薬指、及び小指それぞれの指先が収容される、個別動作が自在な3つの指先袋を有することを特徴とするスポーツ用手袋。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】スポーツ用手袋

【技術分野】

【0001】

本発明は、スポーツを行う際に着用するスポーツ用手袋に関し、特に野球のバット、テニスやバドミントンのラケット、ゴルフのクラブなど棒状の運動具を握ってスイングする

際に着用するスポーツ用手袋に関する。

【背景技術】

【0002】

野球のバット、テニスやバドミントンのラケット、ゴルフクラブなどの棒状の運動具を用いて競技や練習を行うときには、それらの運道具をしっかりと握り、手から運道具がスッポ抜けることがないように、またスイング後の打球の弾道、飛距離、方向などが不安定にならぬないようにしなければならない。しかしながら、素手で運道具を握ると、打球時の衝撃によって手にしびれが生じることや握る手にまめができやすい。そこで、柔軟性がある、手によくフィットする、例えば天然皮革や人工皮革などを素材とした手袋を着用するのが一般的である。

これに対して、例えば野球のバットを握る際のフィット感を更によくするために手袋の甲側に伸縮性のよい素材を使用すると、手の平側に弛みや皺が生じ、通常よりも大きなグリップ力が必要になるので、手の甲側に帯を設けて手の甲の締め付け力を増す方法（特許文献1参照）や、小指、薬指、中指の締め付け力を個別に調整可能にする方法（特許文献2参照）などが提案されている。

また、汗や湿気によって手袋が滑りやすくなり、グリップが緩んでしまうことから、適度な吸水性があり、湿っていても乾いていても滑らない素材を開発し、その素材を手袋に用いる提案（特許文献3参照）や、ゴルフのバックスイングのトップ位置で左手のグリップが緩み、打球がスライスするのを防止するため、手の平部分に着けるパッドの位置を自由に選択できるようにする方法（特許文献4参照）、手の平部分に球面状に隆起したパッドを止着してグリップ力を格段に向上させる方法（特許文献5参照）などが提案されている。

【特許文献1】特開2002-65928号

【特許文献2】特開2003-334272号

【特許文献3】特開2004-011041号

【特許文献4】特開2004-181145号

【特許文献5】特開2005-80743号

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

一般に、競技や練習のために棒状の運動具を握ってスイングする際には、中指、薬指、小指を密着させるか、あるいは親指を除く4本指を密着させ、密着させたそれらの指の締め付け力によって所要のグリップ力を得ている。しかしながら、上述したスポーツ用手袋は、何れも5本指タイプであり、所要のグリップ力は、指袋を介在させた各指の締め付け力によって得ており、素手で握る場合に較べると違和感があり、素材を介して握る手に力が入ったり、指が疲労したりすることが多い。

本発明は、上記事情に鑑み、必要なグリップ力が得られ、かつ指の密着感も自然で疲労が少ないスポーツ用手袋を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

本発明のスポーツ用手袋は、手の親指を収容する第1の指袋と、前記親指以外の4本指それぞれの付け根から少なくとも次の関節までを一括して収容する第2の指袋とを備え、前記第2の指袋は、先端に、前記4本指のうちの所定の指先が分割して収容される、個別動作が自在な指先袋を有することを特徴とする。

このように、親指以外の4本指の付け根から少なくとも次の関節までの部分は同じ指袋に一括して収容するので、運道具を握る際の各指が密着するうえ、その指袋の先端には、それぞれの指先を分割して収容する指先袋があり、その指先袋は指先毎に個別動作ができるので、運道具を各指先でしっかりと握ることができる。

また、上記第2の指袋は、前記4本指それぞれの先端から少なくとも最初の関節までが収容される4つの指先袋を有することも好ましい態様であり、上記第2の指袋は、人差指、

中指、及び薬指それぞれの先端から少なくとも最初の関節までが収容される3つの指先袋を有することも好ましい態様である。

このように、第2の指袋の先端に、4本指それぞれの先端から少なくとも最初の関節まで、あるいは人差指、中指、及び薬指それぞれの先端から少なくとも最初の関節までが収容される指先袋を設ければ、棒状の運動具を握ったときの指の締め付け力は、素手の場合とほとんど変わらない。

本発明のスポーツ用手袋は、手の親指を収容する第1の指袋と、手の人差指を収容する第2の指袋と、手の中指、薬指、及び小指それぞれの付け根から少なくとも次の関節までを一括して収容する第3の指袋とを備え、前記第3の指袋は、前記中指、薬指、及び小指それぞれの指先が収容される、個別動作が自在な3つの指先袋を有することを特徴とする。このように、親指と人差指をそれぞれ個別の指袋に収容し、中指、薬指、及び小指それぞれの付け根から少なくとも次の関節までは、一括して1つの指袋に収容する一方、中指、薬指、及び小指それぞれの指先は、個別の動作が自在な指先袋に個別に収容されるので、親指、人差指とによる締め付け力と、中指、薬指、及び小指による締め付け力とによって所要のグリップ力が得られるとともに、中指、薬指、及び小指は、付け根から少なくとも次の関節まで、同じ指袋に収容されるため違和感や指の疲れが少ない。

【発明の効果】

【0005】

本発明のスポーツ用手袋によれば、親指以外の4本指、あるいは中指、薬指、及び小指の3本指は、それぞれの指の付け根から少なくとも次の関節までは同じ指袋に一括して収容され、所定の指先それは、個別の指先袋に収容されるので、指先の個別動作により必要なグリップ力が得られ、かつ一括収容される4本あるいは3本の指相互の密着感が自然で、指の疲労が少なくなるうえ、保温力も向上する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0006】

以下に、本発明のスポーツ用手袋の実施形態について説明する。

[第1の実施形態]

図1は、第1の実施形態のスポーツ用手袋を示す図である。

図1に示すように、第1の実施形態のスポーツ用手袋1は、手の親指を収容する第1の指袋10と、その親指以外の4本指（人差指、中指、薬指、小指）を一括収容する第2の指袋30と、手首を収容する口部40とを備えている。第2の指袋30の先端には、人差指の先端から最初の関節P1までが収容される人差指用指先袋31と、中指の先端から一方の側は人差指の最初の関節P1まで、他方の側は薬指の最初の関節P3までが収容され、結果的に中指の関節P2までが収容される中指用指先袋32と、薬指の先端から最初の関節P3までが収容される薬指用指先袋33と、小指の先端から最初の関節P4までが収容される小指用指先袋34と、がある。

ここで、本実施形態の口部40は、伸縮部材により形成されており、手先を出し入れする都度、開口41が拡張するように構成され、手首に固定される。しかし、口部40は、必ずしもこの構成に限定する必要はなく、例えば開口端縁42に切込部を設けるとともに、切込部の一方の切片に舌片を延接させ、延接させた舌片と他方の切片とを面ファスナで係合することにより、手首に固定させてもよい。

また、第2の指袋30の先端に設けられた指先袋31～34は、指の先端から最初の関節P1～P4までが収容されるように構成されているが、指先袋31～34は、必ずしも指の先端から最初の関節までが収容されるように構成する必要はなく、指の先端から最初の関節P1～P4に至る途中までが収容されるように構成されたものであってもよいし、あるいは親指以外の4本指それぞれの付け根Q1～Q4から少なくとも次の関節までの一括収容される部分を除くそれぞれの指先を個別の指先袋に分割して収容し、個別の動作が可能となるように構成してもよい。

本実施形態のスポーツ用手袋1は、例えば天然皮革、合成皮革、不織繊維、天然ゴム、合成ゴム、ポリアミドなどのシートを型抜きして手の平側部材と手の甲側部材を形成し、手

の平側部材及び手の甲側部材双方を縫い合わせて作成することもできるし、不織繊維、天然ゴム、合成ゴム、ポリアミドなどに熱を加えた接着剤で貼合させて作成することもできるし、ゴムラテックス中に予め作成した手袋の型を侵漬して一体成形して作成することもできる。また、手の甲側部材及び手の平側部材は、上記シート単層でもよいし、手の平側部材は、上記シート外表面に機械的強度に優れたウレタンゴム、ポリアミド繊維などを貼着し2層構造としてもよい。さらに、天然皮革、合成皮革、不織繊維を縫製加工したもの、あるいは綿糸を編んだものなどに、天然ゴム、合成ゴム、ポリアミド、塩化ビニルなどの合成樹脂で被膜し、滑り止め加工を施して作成してもよいが、上記の素材や製法に限定する必要はない。

本実施形態の第2の指袋30には、4本指の付け根Q1～Q4から最初の関節P1～P4までが一括収容されているので、4本指はあたかも素手同様に密着し、棒状運動具を握る際に違和感がないうえ、保温力も向上する。また、各指先が個別の指先袋31～34に収容され、個別に指先を動かすことができるので、棒状運動具を各指先でしっかりと握り締め、所要のグリップ力を得ることができる。

【0007】

[第2の実施形態]

第2の実施形態のスポーツ用手袋は、第1の実施形態のスポーツ用手袋に較べると、小指用指先袋を設けていない点は相違するが、それ以外は同じであるから、相違点について説明する。

図2は、第2の実施形態のスポーツ用手袋を示す図である。

図2に示すように、第2の実施形態のスポーツ用手袋2は、第1の実施形態のスポーツ用手袋と同様に、手の親指を収容する第1の指袋10と、その親指以外の4本指を一括して収容する第2の指袋30と、手首を収容する口部40とを備えている。また、第2の指袋30の先端には、第1の実施形態のスポーツ用手袋1と同様に、一括収容される人差指の先端から最初の関節P1までが収容される人差指用指先袋31と、中指の先端から一方の側は人差指の最初の関節P1まで、他方の側は薬指の最初の関節P3までが収容され、結果的に中指の関節P2までが収容される中指用指先袋32と、薬指の先端から最初の関節P3までが収容される薬指用指先袋35とがある。しかしながら、第1の実施形態のスポーツ用手袋1と異なり、小指用指先袋34は設けていないので、小指は薬指用指先袋35に収容され、小指と薬指の指先が一体で運動具を握るように構成されている。

本実施形態の第2の指袋2も、4本指の付け根Q1～Q4から最初の関節P1～P3までが一括収容されているので、4本指はあたかも素手同様に密着し、棒状運動具を握る際に違和感がない。また、人差指、中指、薬指は、個別の指先袋31～33に収容されて個別に指先を動かすことができ、また小指も薬指と一体となって動かすことができることから、本実施形態のスポーツ用手袋2は、第1の実施形態のスポーツ用手袋1と同様に、棒状運動具を各指先でしっかりと握り締め、所要のグリップ力を得ることができる。

【0008】

[第3の実施形態]

第3の実施形態のスポーツ用手袋は、指袋が3つあり、親指を収容する指袋のほかに、人差指を単独で収容する指袋を設けているが、素材や製法は第1の実施形態のスポーツ用手袋と同じである。

図3は、第3の実施形態のスポーツ用手袋を示す図である。

図3に示すように、第3の実施形態のスポーツ用手袋3は、手の親指を収容する第1の指袋10と、手の人差指を単独収容する第2の指袋20と、手の中指、薬指、及び小指を一括収容する第3の指袋30と、手首を収容する口部40とを備えている。また、第3の指袋30の先端には、中指の指先が収容される中指用指先袋32と、薬指の指先が収容される薬指用指先袋33と、小指の指先が収容される小指用指先袋34とがある。中指用指先袋32、薬指用指先袋33、及び小指用指先袋34は、指の先端から最初の関節P2～P4に至る途中までが収容されるように構成されているが、第1の実施形態のスポーツ用手袋1の指先袋と同様に、指の先端から最初の関節までが収容されるように構成してもよい

し、あるいは中指、薬指、及び小指それぞれの付け根 Q 2 ~ Q 4 から少なくとも次の関節までの一括収容される部分を除くそれぞれの指先を個別の指先袋に分割して収容し、個別の動作が可能となるように構成してもよい。

本実施形態のスポーツ用手袋 3 は、親指を収容する第 1 の指袋 10 と人差指を単独で収容する第 2 の指袋 20 とが設けられているので、棒状の運動具を親指と人差指で掴み、右手と左手とをオーバーラップして握ることができる。また第 3 の指袋 30 には、中指、薬指、及び小指が一括収容されるので、中指、薬指、及び小指はあたかも素手同様に密着し、棒状運動具を握る際の違和感がないうえ、保温力も向上する。また、中指、薬指、及び小指は、指先が個別の指先袋 32 ~ 34 に収容されるので、個別に指先を動かすことができ、棒状運動具を指先でしっかりと握り締め、所要のグリップ力を得ることができる。

【産業上の利用可能性】

【0009】

本発明のスポーツ用手袋は、野球、テニス、バドミントン、アイスホッケー、ゴルフなどの棒状の運動具を用いるスポーツのみならず、自転車・バイク・自動車・農機具のハンドル操作などの物を掴む作業の防寒やグリップ力向上に用いることもできる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図 1】第 1 の実施形態のスポーツ用手袋を示す図である。

【図 2】第 2 の実施形態のスポーツ用手袋を示す図である。

【図 3】第 3 の実施形態のスポーツ用手袋を示す図である。

【符号の説明】

【0011】

1、2、3 スポーツ用手袋

10 手の親指を収容する第 1 の指袋

20 手の人差指を単独収容する第 2 の指袋

30 4 本指を一括収容する第 3 の指袋

31 人差指用指先袋

32 中指用指先袋

33 薬指用指先袋

34 小指用指先袋

35 薬指用指先袋

40 口部

50 中指、薬指、及び小指を一括収容する第 3 の指袋

P 1 ~ P 4 最初の関節

Q 1 ~ Q 4 指の付け根

—